

令和3年4月16日

各認定訓練施設代表者様

神奈川県知事 黒岩 祐治  
(公印省略)

まん延防止等重点措置に係る協力のお願いについて

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年4月16日、本県に対し、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置を4月20日～5月11日まで適用したことを受け、本県では、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を別添のとおり策定し、必要な措置等を行うこといたしました。

措置区域である横浜市、川崎市、相模原市の飲食店等に対して、重点措置期間中に、法第31条の6に基づき、5時から20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)の要請を行うとともに、措置区域以外の飲食店等に対しては、引き続き5時から21時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から20時まで)の協力をお願いします。

その他、イベント等の開催制限をはじめ、「別紙」のとおりお願いさせていただきます。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 神奈川県実施方針
- 3 (別紙)事業者の皆様へ

問合せ先  
産業労働局労働部産業人材課  
技能振興グループ 上野、冠木  
電話 045(210)5720

# 事業者の皆様へ

別紙

## 1 時短要請等について（令和3年4月20日～令和3年5月11日）

- ・ まん延防止等重点措置区域内(横浜市、川崎市、相模原市)の飲食店等に対し、20時までの時短営業【要請】(酒類の提供は19時まで)
- ・ 横浜市、川崎市、相模原市以外の飲食店等に対し、21時までの時短営業【要請】(酒類の提供は20時まで)
- ・ 時短要請に応じていただいた店舗に対して、措置区域・その他区域とも、協力金を支給  
その際「感染防止対策取組書」(市町村のステッカ-を含む)などの掲示及び「マスク飲食の  
推奨」などを条件
- ・ 人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設に対し、まん延防止等重点措置区域内(横浜市、  
川崎市、相模原市)の施設は、20時までの時短営業(酒類の提供は19時まで) 横浜市、川  
崎市、相模原市以外の施設は、21時までの時短営業(酒類の提供は20時まで)【お願い】

## 2 企業におけるテレワーク時差出勤等の更なる徹底について（～令和3年5月11日）

- ・ 昼間の人流を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の低減に向けたテレ  
ワークやローテーション勤務の徹底
- ・ 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹  
底
- ・ 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や外出自粛、会食自粛の呼びかけ

## 3 イベントの開催制限について

- ・ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度
- ・ 併せて時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知（無観客で開催される  
催物等については営業時間の短縮の働きかけ対象外）

時 期	収容率	人数上限	営業時間
4月19日以降	大声なし100%以内	5,000人	措置区域: 20時まで
	大声あり50%以内		措置区域外: 21時まで

※ 既存販売分については適用しない

## 4 大学や学校への要請について（～令和3年5月11日）

- ・ 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
- ・ 感染防止のための所要の措置を講じること
- ・ 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

## 5 その他（お願い事項）

- ・ 飲食店の皆様はデリバリー・テイクアウトによる営業強化
- ・ 店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践
- ・ 感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守

# 特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針

令和3年4月16日制定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年4月16日、特措法（以下、「法」という。）第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により必要な措置等を行う。

## 1 措置を実施する期間

令和3年4月20日～5月11日（22日間）

## 2 措置区域

横浜市、川崎市、相模原市

## 3 措置区域、その他区域で実施する措置の内容

### （1）県民の外出自粛等

- 県民に対し、人の移動と、人ととの接触機会の抑制を図るため、法第24条第9項に基づき、生活に必要な場合（※）を除く、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛について、協力を要請する。

#### ※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、措置区域においては法第31条の6第2項に基づき、その他の地域においては、法第24条第9項に基づき、時短営業の要請をしている時間以降に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請する。
- 路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないよう要請する。
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

## (2) 事業者への要請等

### ア 飲食店等への要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、次のとおり要請する。

措置区域 (横浜市・川崎市・相模原市)	その他区域
営業時間の短縮（法第 31 条の 6 第 1 項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業時間は 5 時から 20 時まで (酒類の提供は 11 時から 19 時まで)</li> </ul>	営業時間の短縮（法第 24 条第 9 項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業時間は 5 時から 21 時まで (酒類の提供は 11 時から 20 時まで)</li> </ul>
まん延防止等の措置（法第 31 条の 6 第 1 項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨</li> <li>・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導</li> <li>・ 発熱、他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業所の消毒</li> <li>・ 入場者へのマスク飲食の周知</li> <li>・ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止</li> <li>・ 施設の換気</li> <li>・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保など飛沫感染防止に効果のある措置</li> </ul>	まん延防止等の措置（法第 24 条第 9 項） <p>同左</p>
必要に応じて以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請に応じない事業者への<u>命令</u>（法第 31 条の 6 第 3 項）</li> <li>・ 要請・命令時の<u>公表</u>（法第 31 条の 6 第 5 項）</li> <li>・ 命令のための立入検査等（法第 72 条）</li> <li>・ 命令違反等に対する<u>過料</u>（法第 80 条）</li> </ul>	
全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第 24 条第 9 項） 飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備の利用自粛要請（法第 24 条第 9 項）	

## イ その他の施設への対応

- 施設に人が集まり、飲食につながる可能性のある一定の施設について  
は、時短営業等について働きかけを行う。

措置区域 (横浜市・川崎市・相模原市)	その他区域
営業時間の短縮 ・営業時間は5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)	営業時間の短縮 ・営業時間は5時から21時まで (酒類の提供は11時から20時まで)

施設	働きかけの内容
運動施設、遊技場	・人数上限5,000人、かつ、 収容率要件※以下とすること。 ※大声なし：100%以内 大声あり：50%以内
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	・時短営業の働きかけ
集会場又は公会堂、展示場	・入場者の感染防止のため の整理誘導の働きかけ
博物館、美術館又は図書館	・時短営業の働きかけ
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	・入場者の感染防止のため の整理誘導の働きかけ
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び 別途通知する施設を除く。）	・時短営業の働きかけ
物品販売業を営む店舗（1000平米超）（生活必需物資を除く。）	・入場者の感染防止のため の整理誘導の働きかけ
サービス業を営む店舗（1000平米超）（生活必需サービスを除く。）	
全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要  
に応じて検討する。

## ウ イベントの開催制限

- イベント主催者等に対し、法第24条第9項に基づき、イベントの開  
催は、次の規模要件に沿った開催を要請する。なお、この制限は新規販  
売分に適用し、既存販売分には適用しない。

あわせて、時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周

知について働きかけを行う。

措置区域 (横浜市・川崎市・相模原市)	その他区域
歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等	歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント等
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は5時から20時まで (酒類の提供は11時から19時まで)	営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は5時から21時まで (酒類の提供は11時から20時まで)
・イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項) ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

## エ テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

## 才 大学や学校への要請

- 法第24条第9項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

## 4 措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3(2)アの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。なお、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示、マスク飲食の推奨等を支給の条件とする。  
また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNSなど、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

## 5 飲食店等の感染防止対策の強化

- 基本的対処方針及び国の事務連絡に基づき、飲食店におけるガイドラインの遵守を促すため、措置区域から順次、個別の店舗を訪問する。
- マスク飲食の普及徹底を図るため、マスク飲食を実施する飲食店の認証制度を運用する。

## 6 医療提供体制の確保等の取組

### (1) 病床確保

- 医療機関との協定に基づくフェーズに応じた即応病床の確保に努める。
- 後方支援病院の充実・搬送体制の確保と変異株患者入院措置等見直しを行う。

### (2) 自宅療養支援体制

- リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。

- 血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かながわ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

(3) 宿泊療養施設の確保

- 第3波後に確保した新たな宿泊療養施設を含め、利用率向上に向けた取組を行う。

(4) 医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

- 施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策に対する支援に努める。
- C-CATの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

(5) 検査体制の充実

- 変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。
- 日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施する。
- 感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。
- 国事業と連携し、市中・事業所・大学でのモニタリング検査を実施する。

7 県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って対応する。

8 その他

- まん延防止等重点措置等により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。

## 知事メッセージ

先月21日に緊急事態宣言が解除されて以来、本県では、感染のリバウンドを防止するため、県民や事業者の皆さんに、不要不急の外出自粛や21時までの時短営業などを要請してきました。

皆さんのご理解、ご協力のおかげで、本県の感染状況は、ステージⅡ相当まで大きく改善しましたが、4月に入って新規感染者は再び増加傾向となり、現在は、緊急事態宣言中の2月中旬と同じ水準となっています。また、感染者急増の予兆と言われる若い世代の感染割合が高まっており、さらに変異株の感染も広がっています。

本県の新規感染者は、ここ3日間連続して1日あたり200人を超えていました。

振り返ってみて、200人を最初に超えたのは、11月中旬でした。その後、急速に感染拡大を招き、約1か月半後には2度目の緊急事態宣言となりました。

こうした経験から、感染の兆候を的確に捉え、早期の対策を講じることで、感染の急増を回避することが重要と考え、昨日、国に対して、特措法に基づくまん延防止等重点措置の適用を要請しました。これを受け、本日、国は本県を、4月20日から5月11日までの22日間、まん延防止等重点措置の区域に指定しました。併せて、県は、横浜市、川崎市、相模原市の3市を、「措置区域」に決定しました。

県民、事業者の皆さんには、さらなる感染拡大を抑え、三たびの緊急事態宣言を回避するために、次の事項の徹底を強く要請します。

### 〔県民の皆さんへ〕

- 生活に必要な場合を除き、外出は自粛してください。また、通勤や通学などの場合を除いて、都道府県間の移動は控えてください。
- 感染防止対策取組書等の掲示がない店は利用しないでください。特に、時短要請をしている時間以降に、飲食店を利用することは避けてください。
- 昼夜を問わず、外食する場合はマスクを着用する「マスク飲食」を実践してください。県は、マスク飲食が新たなマナーとして広がっていくために、様々な取組を進めていきます。
- 路上などでの飲酒、いわゆる路上飲みはやめてください。県は、関係機関と連携して、繁華街等の巡回を行います。

## 〔事業者の皆さんへ〕

- 4月21日までの間、県内全ての飲食店等に要請していた21時までの営業時間の短縮要請を次のとおり改めます。  
4月20日から5月11日までの間は、  
措置区域内の飲食店等は、営業時間は20時まで（酒類の提供は19時まで）  
その他区域内の飲食店等は、営業時間は21時まで（酒類の提供は20時まで）
- 飲食店等では、マスク飲食をはじめ、手指消毒、アクリル板の設置、換気など、基本的な感染防止対策を徹底してください。  
県は、これらの対策について、店舗を直接訪問して、確認させていただく取組を行います。さらに、マスク飲食を積極的に実践する店舗を認証し、応援する「マスク飲食実施店」認証制度を創設します。
- 時短要請に応じていただいた店舗には、協力金を支給します。支給にあたっては、引き続き、感染防止対策取組書等の掲示とマスク飲食の推奨を条件とします。なお、4月20日からは、措置区域、その他区域とも、新たに店舗の事業規模に応じた協力金を支給します。
- いわゆる昼カラでのクラスターが全国で多く発生しています。飲食を主として業としている店舗では、カラオケ設備の利用を自粛してください。
- イベントは、人数上限を5,000人としてください。営業時間は、措置区域では20時まで、それ以外の区域では21時までとするようお願いします。
- 職場では、「出勤者数の7割削減」を目指し、引き続き、テレワークやローテーション勤務をお願いします。また、時差出勤、昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組や、従業員への会食自粛等の働きかけをお願いします。

県は、いわゆる第3波の検証を踏まえて、神奈川モデル認定医療機関と個別に協定を締結し、最大確保病床数を1,555床から1,790床に拡大するとともに、5段階のフェーズに応じた病床数を再設定するなど、医療提供体制をさらに強化しています。

これからゴールデンウィークを迎え、人の移動が活発化する時期になりますが、感染拡大の兆候がある今の段階で、私たち一人ひとりが基本的な感染防止対策にしっかりと取り組めば、1月のような感染の急拡大を抑え込むことができます。県民総ぐるみで、この難局を乗りきれるよう、ご協力をお願いします。

令和3年4月16日

神奈川県知事 黒岩 祐治